

## 第3章の2 株式等振替決済口座管理約款

### （約款の趣旨）

第1条 この約款は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う株式、上場投資信託受益権、投資口、優先出資、新株予約権および新株予約権付社債（以下、振替株式等といえます。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 振替株式等は、この約款のほか、振替法その他の法令、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」その他の諸規則に従って取り扱うものとします。

### （振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、当社が振替法に基づく口座管理機関として備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替法に基づき、質権の目的である振替株式等を記載（電磁的方法による記録を含みます。以下同じ。）する内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等を記載する内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載いたします。

### （振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、当社所定の「証券総合口座取引申込書」によりお申し込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の規定に従い本人確認を行います。

2 当社は、お客様から「証券総合口座取引申込書」による振替決済口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置ならびに業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱い、振替決済口座を開設します。

### （当社への届出事項）

第4条 「証券総合口座取引申込書」に押なつされた印影および記入された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出事項とします。

2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

### （加入者情報の取扱いに関する同意）

第5条 当社は、お客様の加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、機構が定めるところにより取り扱い、機構に通知することにつきご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項に基づき機構に通知した加入者情報の内容は、機構を通じて、お客様が振替決済口座を開設されている他の口座管理機関に対して、生年月日を除き通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### （発行者に対する届出に関する同意）

第6条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知または個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

3 当社は、お客様が振替上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### （発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

第7条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する株式の競売等の公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が該当する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意い

ただいたものとして取り扱います。

（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

第8条 お客様が当社に届け出た氏名もしくは名称または住所のうち振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（振替の申請）

第9条 お客様は、振替決済口座に記載されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
  - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - (3) 機構が定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 振替の申請は、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入し、記名押印（届出印）のうえ当社にご提出ください。
- (1) 振替を申請する振替株式等の銘柄および数量（振替上場投資信託受益権については1口の整数倍に限る。）
  - (2) お客様の振替決済口座において減少が記載されるべき内訳区分（保有欄か質権欄かの別をいいます。以下同じ。）
  - (3) 前号の内訳区分が質権欄である場合には、当該振替株式等についての株主等の氏名または名称および住所ならびに減少が記載されるべき数量のうち当該株主等ごとの数量
  - (4) 特別株主等の氏名または名称および住所ならびに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
  - (5) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
  - (6) 振替先口座において、増加が記載されるべき内訳区分
  - (7) 前号の内訳区分が質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに当該株主等が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人である場合はその旨
  - (8) 振替を行う日
- 3 振替の申請が振替決済口座の内訳区分間の場合には、前項第5号の振替先口座の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 4 当社に振替株式等の買取りを請求され、当社

がこれに応じることができる場合、前各項の手続きを待たずに当該振替株式等について振替の申請があったものとして取り扱います。

- 5 振替株式、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益権を他の加入者に担保の目的で譲り渡す振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行う場合は、当社に対し、当該振替株式等の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、それらを振替先口座が開設されている口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

第10条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第11条 お客様の振替株式等について担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（登録質権者となるべき旨のお申出）

第12条 お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載されている質権の目的である振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

（担保株式等の取扱い）

第13条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載されている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者の申出をすることができます。

- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加が記載された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保振替上場投資信託受益権、担保新株予約権付社債および担保新株予約権（以下「担保株式等」といいます。）について届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出

の取次ぎを請求していただきます。機構は、当該届出により「担保株式等の届出の記録」をします。

- 3 お客様は、「担保株式等の届出の記録」における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、担保解除等により当該記録の振替先口座における担保株式等の数量についての記載がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する「担保株式等の届出の記録」の解除の届出の取次ぎを請求していただきます。

（担保設定者となるべき旨のお申出）

第14条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

- 2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益件について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

（信託の受託者である場合の取扱い）

第15条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様の振替決済口座に記載されている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨を記載することを請求することができます。

（振替先口座等の照会）

第16条 当社は、機構に対し、お客様からの振替申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が登録されている否かについての照会をすることがあります。

- 2 お客様が振替株式等の質入れまたは担保差入れのための振替申請をする場合で、お客様から同意があるときは、振替先口座が開設されている口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報の登録の有無を照会することがあります。

（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

第17条 振替決済口座記載の振替新株予約権付社債については、お客様は当社に、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

- 2 振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、当社は、お客様に代わって支払代理人からこれを受領し、当社からお客様にお支払いします。

（償還等の取扱い）

第18条 振替決済口座記載の振替新株予約権付社債または振替上場投資信託受益権が償還または繰上償還される場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債または振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

第19条 お客様が振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座記載のお客様が発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。ただし、差押えを受けたものその他法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。

（個別株主通知の取扱い）

第20条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（少数株主権の行使等に関する振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

（単元未満株式の買取請求等）

第21条 お客様の振替株式等について、当社に次の各号の請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

- (1) 単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎ
- (2) 単元未満株式の売渡請求の取次ぎ
- (3) 取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎ
- (4) 発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎ
  - 2 前項各号の取次ぎについては、機構の定めるところにより、機構が発行者に行います。この場合、機構が発行者に請求を通知した日に請求の効力が生じるものとします。
  - 3 買取を請求する単元未満株式については、お客様に、発行者が指定する振替決済口座への振替を申請していただきます。

- 4 売渡を請求する単元未満株式の売渡代金は、当社を通じて発行会社へ支払っていただきます。
- 5 取得を請求する取得請求権付株式については、お客様に、発行者が指定する振替決済口座への振替を申請していただきます。
- 6 第1項各号のご請求については、所定の手続き料をいただきます。

（会社の組織再編等に係る手続き）

第22条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少を記載します。

- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少を記載します。

（配当金等に関する取扱い）

第23条 お客様は、配当金（振替投資口または振替上場投資信託受益権にあっては分配金。以下本条において同じ。）の受領に関し以下のいずれかの方法を利用する場合、当社に対し、発行者へ当該方式を指定する旨の取次ぎを請求することができます。

- (1) 銘柄毎に金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金を受領する方法（「個別銘柄指定方式」といいます。）
- (2) 当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法（「登録配当金受領口座方式」といいます。）
- (3) 各発行者が、当社のお客様の振替決済口座に記載された当該発行者に係る振替株式等の数量に応じて当社に配当金を支払うことにより、お客様が配当金を受領する方法（「株式数比例配分方式」といいます。）
- 2 お客様が株式数比例配分方式の指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
  - (1) お客様の振替決済口座に記載された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
  - (2) お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設されている場合、当該振替決済口座に記載

された振替株式等に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関またはその再委託先として指定する者に委託すること。また、当該他の口座管理機関への通知については当社に委託すること。

- (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、機構を通じて行うこと。
- (4) お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- (5) 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、前号により機構から通知された口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。
- (6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。
  - イ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
  - ロ 機構加入者
  - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る振替株式の名義人である加入者
  - ニ 当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者
  - ホ 会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 3 登録配当金受領口座方式または株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、個別銘柄指定方式の取次ぎを請求することはできません。

（総株主等の通知等に係る処理）

第24条 当社は、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日における株主（登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名または名称、住所、通知株主等の振替決済口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 前項の株主確定日は、振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確

定日とし、株主は、振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者とします。

- 3 機構は、第 1 項により報告を受けた内容その他機構が定める事項を発行者に通知します。この場合において、機構は、当社または他の口座管理機関からの報告において同一の通知株主等と認めるときは、報告された数量を合算した数量によって通知します。
- 4 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

（受益者登録の請求等に係る処理）

第 2 5 条 当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名または名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄および口数、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の報告内容その他機構が定める事項を、振替上場投資信託受益権の発行者に通知します。この場合において、機構は、同一と認める受益者の口数を合算した口数によって、登録を行います。
- 3 機構は、信託の計算期間終了日以降において前項の発行者に対する通知事項に変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

（お客様への連絡事項）

第 2 6 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にお知らせします。

- (1) 最終償還期限（償還期限がある場合に限りませ。）
- (2) 残高照合のための報告。ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の監査部に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知

を行い、またはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- 4 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、特定投資家のお客様については、当該お客様からの残高照合のための報告に関する照会に対し速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、残高照合のための報告を行わないことがあります。
  - (1) 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
  - (2) 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（振替新株予約権の行使請求等）

第 2 7 条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座記載の振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、元利払期日、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときを除きます。

- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座記載の振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときを除きます。
- 3 前 2 項の取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、機構を経由して機構が発行者に取り次ぐものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客様は、第 1 項または第 2 項に基づき発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- 5 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の

振込みを委託していただくものとします。

- 6 お客様の振替決済口座記載の振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- 7 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 8 第1項、第2項および前項のご請求については、所定の手続き料をいただきます。

（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

第28条 振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券または新株予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券または新株予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券または新株予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

- 2 お客様は、振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

第29条 振替新株予約権付社債権者であるお客様は、当社に対し、お客様の振替口座簿に記載されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面が証明の対象とする振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。
- 3 第1項のご請求については、所定の手続き料をいただきます。

（振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求）

第30条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替

口座簿のお客様の口座に記載されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付または当該事項に係る情報の電磁的方法による提供を請求することができます。

- 2 当社は、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由の提示とともに当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報の電磁的方法による提供の請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該発行者等に書類の交付または電磁的方法による提供をします。
- 3 第1項のご請求については、所定の手続き料をいただきます。

（届出事項の変更手続き）

第31条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「住民票」、「印鑑証明書」その他必要と認められる書類等をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所等とします。

（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載内容の変更に関する同意）

第32条 機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

（口座管理料）

第33条 当社は、振替決済口座の口座管理料は無料とします。

（当社の連帯保証義務）

第34条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替上場投資信託受益権の収益分配金等ならびに振替新株予約権付社債の償還金および利金の支払いをする義務
- (2) その他、機構において、振替法に定める超過記載に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

第35条 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。

- (1) お客様から解約のお申出があった場合
  - (2) お客様が所定の手数料、手続き料を支払わないとき
  - (3) お客様がこの約款に違反したとき
  - (4) お客様がこの約款の変更不同意の場合
  - (5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
  - (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
  - (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に

開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

- (1) お客様の振替決済口座に振替株式等の記載がある場合
  - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主等として記載されているときまたはお客様が他の加入者の申出による特別株主等であるとき
  - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載がされる場合
- 3 前2項による振替株式等の振替手続がお客様の故意または重大な過失により遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いいただきます。
  - 4 解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載されている振替株式等について、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行い、金銭により返還することができるものとします。

（緊急措置）

第37条 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

第38条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管および振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1) 振替口座簿への記載に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること。
- (2) 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載された振替株式、振替投資口および協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行お

うとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券および協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。

(3) 当社は、施行日後 1 年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。

(4) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

(準用)

第 39 条 合意管轄およびこの約款の変更については第 1 章の規定を、免責事項については第 3 章の規定を準用します。

平成 21 年 1 月 5 日改定

オリエント証券株式会社

.....